

購入の際の必要書類

購入対象(区分)	確認方法
① 双葉町民 (購入日時点で住民登録している方)	本人確認書類 (双葉町民であることがわかるもの) ※1 ※2 ※4
② 元双葉町民 (平成23年3月11日時点で住民登録しておりその後転出された方)	本人確認書類及び被災証明書等、当時双葉町民であったことがわかる書類 ※1
③ 双葉町居住者 (住民登録はしていないが購入日時点で町内にお住まいの方)	本人確認書類及び公共料金等の領収書など、双葉町に居住していることがわかる書類 ※1
④ 双葉町勤務者 (双葉町内の事業所に購入日時点で勤務している方)	本人確認書類及び勤務先が発行した在職証明書(HP掲載の様式) ※1 ※3

※1.本人確認書類は、公的身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)です。原則顔写真のあるもの。

※2.①に該当する方で、※1の本人確認書類をお持ちでない場合は、住民票や健康保険証など双葉町民であることがわかる書類を2種類ご提示ください。

※3.④については、双葉町内で実際に事業所が設置されており、その事業所での在職証明ができる方になります。(町内に事業所がなく登記上のみ双葉町としている勤務先は対象外)

※4.①の方については、住民票上同一世帯であれば世帯人数(本人除く)×最大6冊(1人につき)まで代理購入することが可能です。

まとめて購入される場合には、世帯全員の住民票及び委任状と委任者の本人確認書類のコピーを併せてご提示いただき、申し込みをお願いします。

※5.商品券は、複数回に分けて購入いただけます。(おひとり最大6冊まで)

2回目以降の購入の際には、本人確認書類と初回購入時にお渡しする購入証明書を忘れずにご提示ください。

使用方法及び使用上の注意事項

◎商品券は購入者本人のみ使用できます。表紙「購入者氏名欄」に記名をお願いします。

代理購入をした場合は、委任者を本人購入とみなします。

◎第三者への転売・譲渡は厳禁です。

◎商品券を使用する際には、「購入証明書」を併せて取扱店にご提示ください。

◎商品券は、切り離さずに冊子のまま使用・保管をお願いします。(切り離された商品券は無効になります。)

◎商品券をご使用の際、おつりは出ませんのでご注意ください。

◎商品券の払い戻しはできません。また現金に換金することもできません。

◎商品券は「双葉町プレミアム付商品券」取扱店の表示のある店舗でのみ使用できます。

◎次の支払に、商品券を使用することはできません。

- ・国や地方公共団体への支払い並びに公共料金等の支払。
- ・出資や債権の支払。
- ・他の商品券、ビール券、酒券、図書券、旅行券、切手、官製はがき、印紙等。
- ・プリペイドカードなどの換金性の高いもの。
- ・たばこの購入。
- ・事業活動に伴う商品仕入れ、使用原材料、機器類等、工事等に対する支払。
- ・土地、家屋、家賃、地代、駐車料等不動産に係る支払。
- ・特定の宗教、政治団体と関わるもの、公序良俗に反するもの。
- ・その他各取扱店において対象外のもの。

※本事業は、福島県事業再開・帰還促進事業交付金を活用したものです。